

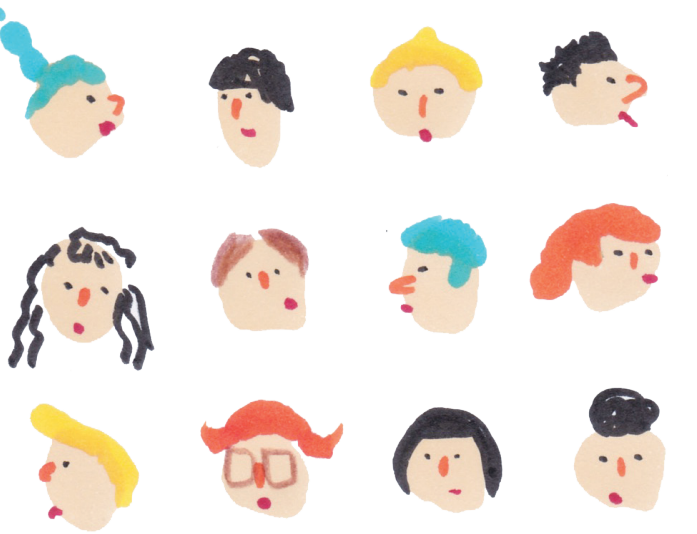


さいたま少年鑑別所

と

さいたま法務少年支援センター

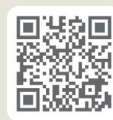
／
コ
ト



さいたま少年鑑別所の沿革

- 昭和24年 時の少年法改正を受けて浦和少年観護所及び浦和少年鑑別所として始まる。
- 昭和25年 浦和市常盤8丁目において浦和少年保護鑑別所として新築移転される。
- 昭和27年 浦和少年鑑別所と改称する。
- 昭和51年 現在地(旧浦和刑務所跡地)に新築移転する。
- 平成13年 浦和市・大宮市・与野市の3市の合併で「さいたま市」となったことを受け「さいたま少年鑑別所」と改称する。
- 平成27年 少年鑑別所法の施行に伴いさいたま少年鑑別所の別称が「さいたま法務少年支援センター」となり、非行防止相談室「ひいらぎ」が併設されて地域援助業務を開始する。
- 平成31年 さいたま法務少年支援センター(非行防止相談室ひいらぎ・サテライト)をさいたま新都心に設置。

地域援助に関するご相談は下記にご連絡ください。



さいたま法務少年支援センター
非行防止相談室ひいらぎ
(さいたま少年鑑別所内)

TEL 048-862-2051 (受付)

受付時間

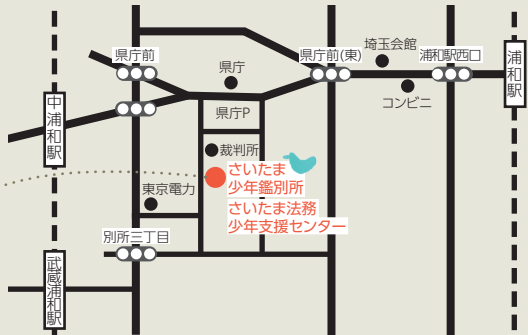
月～金曜日 (日祝休は除く)
9:00～11:45/13:00～16:30

さいたま少年鑑別所・さいたま法務少年支援センター

〒330-0063
さいたま市浦和区高砂 3-16-36
TEL 048-864-5858

アクセス
JR 浦和駅 西口 徒歩 15分
JR 中浦和駅 徒歩 15分
JR 武蔵浦和駅 徒歩 15分

map



非行防止相談室ひいらぎ・サテライト

〒330-0081 さいたま市中央区新都心2-1
さいたま新都心合同庁舎2号館1階

※サテライトでの相談をご希望の場合はあらかじめお申し付けください。

私たちの3つのしごと

観護

私たちのしごと1
-寄り添う-

少年鑑別所に収容された少年の心情に寄り添い、安心して審判に臨めるよう支援すると共に、健全な社会生活を過ごせるよう、一人ひとりに合った助言や指導を行うなど、生活全般を見守ります。



鑑別

私たちのしごと2
-見つめる-

医学、心理学、社会学、教育学などの専門知識に基づき、非行少年が有する能力や性格、取り巻く環境について客観的に精査し、非行に至ったメカニズムを解明するとともに、今後の指導方針を示します。



さいたま法務少年支援センター 「非行防止相談室ひいらぎ」 が行っている支援活動

非行・犯罪の防止に関する個人相談

無料

非行や犯罪等の問題に関する悩みを持つ御本人や御家族、学校の先生、支援や指導に関わっている方からの依頼に応じて、心理相談や助言、治療教育に係る各種プログラムなどを行います。

支援に携わっている機関への援助

無料

関係機関からの依頼に応じて、事例検討会や会議に参加し、非行や犯罪等の問題を抱える方の見立てや支援方法についての助言・提案を行います。

研修・講演の実施

無料

御依頼に応じ、地域のみなさまや支援に携わっている方々、学校に通う生徒・保護者などを対象とし、非行・犯罪の予防を目的とした法教育や講演会などの講師派遣も行います。(オンライン開催も応相談)

たとえば・・・

「子供の金銭持ち出しで困っている」

「子供の夜遊びがひどく余り家にも帰ってこないのが心配」

「学校で非行防止教室(薬物乱用防止教室、法教育)をしたい」

「学校で手を焼いている児童についてケース検討会を実施するので意見が欲しい」

「担当している児童の問題行動がエスカレートしてきたので対応を検討したい」

「学校で非行防止教室(薬物乱用防止教室、法教育)をしたい」

「学校で手を焼いている児童についてケース検討会を実施するので意見が欲しい」

「担当している児童の問題行動がエスカレートしてきたので対応を検討したい」

「学校で非行防止教室(薬物乱用防止教室、法教育)をしたい」

「学校で手を焼いている児童についてケース検討会を実施するので意見が欲しい」

このような時にお気軽にご相談ください。

地域援助

私たちのしごと3

-地域とつながり地域につなげる-

観護・鑑別を通じて、これまで培ってきた専門的な知識や技術を活用して、地域社会の非行・犯罪の防止に貢献するため「法務少年支援センター」という地域の相談機関としても活動を行っています。

さいたま少年鑑別所は「さいたま法務少年支援センター(非行防止相談室ひいらぎ)」のなまえで、埼玉県の方々や学校などの公的機関からの相談に応じ、カウンセリングをはじめ、さまざまな支援活動をしています。

専門知識をもつ職員が対応します。



法務教官



法務技官(心理)

私たちの専門性

- 「公認心理師」や「臨床心理士」の資格取得者が複数います。
- 継続的に臨床心理のトレーニングを受けています。
- 教育学や社会学を専門的に学び青少年への関わりの中で実践しています。

非行・犯罪のない
安全で安心な地域へ。

